

## 大分県景観アドバイザー派遣要領

### 1 趣 旨

この要領は、地域の良好な景観・まちづくりに取り組む市町村、民間団体等に対し、「景観づくり」・「まちづくり」についての指導・助言を行う大分県景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱及び派遣等について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 委嘱及び派遣等

- (1) 知事は、景観・まちづくりに関して専門的な知識及び経験を有する者の中から、アドバイザーを委嘱する。
- (2) アドバイザーの任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 知事は、市町村・民間団体等の求めに応じて「景観づくり」・「まちづくり」に関する活動等についての指導・助言を行うアドバイザーを派遣する。
- (4) 知事は、景観・まちづくりの推進に必要な事項について、アドバイザーに対し、指導・助言を求めることができる。

### 3 謝金等の支給

知事は、アドバイザーの派遣等を行うときは、アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給するものとする。

### 4 派遣手続

- (1) アドバイザーの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、大分県景観アドバイザー派遣申請書（別記様式第1号）を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)に基づく申請があった場合において、アドバイザーの派遣が必要と認めるときは、派遣するアドバイザーを決定し、大分県景観アドバイザー派遣依頼書（別記様式第2号）により当該アドバイザーに業務を依頼するものとする。
- (3) 知事は、アドバイザーの派遣を決定したときは、大分県景観アドバイザー派遣決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- (4) 申請者は、アドバイザーの業務終了後10日以内に、大分県景観アドバイザー派遣実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出するものとする。

### 5 事務担当課

この事業の実施に関する必要な事務は、土木建築部都市・まちづくり推進課景観・

まちづくり班において行う。

附 則

この要領は、平成19年7月26日から施行する。

この要領は、平成20年4月 1日から施行する。

この要領は、平成23年5月 1日から施行する。

この要領は、平成26年4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年5月 1日から施行する。

大分県知事 殿

団体等の名称  
代表者氏名

大分県景観アドバイザー派遣申請書

下記のとおり大分県景観アドバイザーの派遣を希望します。

派遣希望日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :		
派遣場所の 住所・名称	〒		
参加対象者		参加予定人数	人
派遣希望 アドバイザー名			
依頼するテーマ・ 内容等			
担当者 の 氏名・連絡先	所属・氏名		
	住所		
	電話	FAX	
	Eメール		

会合、研修会等の開催要項等があれば添付してください。

殿

大分県知事

大分県景観アドバイザー派遣依頼書

下記のとおり依頼がありましたので、大分県景観アドバイザーとしてご出席いただきますようお願いいたします。

派遣希望日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :		
派遣場所の 住所・名称	〒		
参加対象者		参加予定人数	人
依頼するテーマ・ 内容等			
担当者 の 氏名・連絡先	所属・氏名		
	電話		
	Eメール		

【問合せ先】

大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課  
景観・まちづくり班 担当：〇〇  
電話：

殿

大分県知事

大分県景観アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付で申請のあった大分県景観アドバイザー派遣について、次のとおり決定したので、通知します。

なお、終了後は10日以内に「大分県景観アドバイザー派遣実績報告書」（別記様式第4号）を提出してください。

派遣日時	年 月 日 ( ) : ~ :		
派遣場所の住所・名称	〒		
参加対象者		参加予定人数	人
アドバイザー名			
テーマ・内容等			
備考			

【問合せ先】

大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課

景観・まちづくり班 担当：〇〇

電話：

大分県知事 殿

団体等の名称  
代表者氏名

大分県景観アドバイザー派遣実績報告書

下記のとおり大分県景観アドバイザーの派遣を受けましたので報告します。

- ・実施日時：
- ・実施場所：
- ・参加者： (参加人数 人)
- ・アドバイザー名：
- ・テーマ：

① 助言の内容等

② 感想及び今後の取組について

※添付資料：当日の資料、実施状況の写真2、3枚を添付してください。